

第 3 3 0 回



静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録



令和 4 年 9 月 1 日

- 伊藤課長 皆様、本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第330回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。本日は和泉委員が欠席されておりますが、過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 会長の平野です。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、ウェブによる参加も交えた開催といたします。皆様には御不便をおかけしますが、御協力よろしくお願い申し上げます。
- 伊藤課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、関委員と大石委員にお願いいたします。
- 伊藤課長 続きまして、Webによる参加を交えた開催に当たっての注意事項を事務局より御説明いたします。
- 奥野主事 事務局の奥野です。Webによる参加を交えた開催といたしまして、注意点を申し上げます。Web会議開催中は、常時カメラをオンにし、マイクをミュートにした状態で参加してください。質疑応答をしていただく際には、平野会長から御指名いただきますので、マイクのミュートを解除し、名前を名乗った上で、ゆっくりと発言してください。質疑応答が終わりましたら、マイクをミュートの状態にしてください。Web会議に関する注意は以上となります。
- 伊藤課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「大川川における水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の委員会指示の内容は、大川川上流域における水産動物の採捕禁止についてです。
- 経緯を説明いたします。1禁漁措置の設定及び継続について、東伊豆町の大川川水系大川川及びその支流については、昭和55年から、地元の要望に富士養鱒場が協力してアマゴの資源量及び分布の調査を行いました。その結果、上流部及び支流における採捕を制限することで、流域全体のアマゴ資源が保護されると判断

されたことから、昭和56年から本委員会指示により、禁漁区域における禁漁措置を講じております。その後、調査は平成10年頃に終了したものの、平成11年以降は、大川地区の有志で構成される団体以下、管理団体が、大川川のアマゴ資源の保護、増殖や、禁漁区域外における釣り人の誘客、放流活動、清掃等の河川整備の取組を実施してきました。また、東伊豆町は、委員会指示による禁漁措置の継続の要望を行っております。2委員会指示内容の見直しについて、(1)平成30年時点で第314回本委員会における、大川川の禁漁措置等についての審議の際に、管理団体による管理の実態の調査を行うべきこと、調査期間中は禁漁期間を1年間とすべきことを旨とする議論が行われたことや、その後の委員会指示の内容に変更があったことを踏まえ、平成30年5月からは、禁漁期間は1年間に短縮されてきました。(2)令和3年時点で水産資源課が、昨年7月26日に現場でのヒアリングや確認等を行った結果、禁漁区域は管理団体の適切な管理下にあること、密漁者が多く、現場ではその対応に苦慮していることの2点が判明しました。東伊豆町は、同年8月11日に本委員会指示について、禁漁措置の実効性を高めるため、禁漁対象魚種を全魚種とすべきこと、指示の有効期間を2年間にして、指示を継続すべきことの2つを内容とする要望書を提出しています。上記の内容を踏まえ、昨年度の指示更新にあたっては、禁漁措置の実効性を高めるために、禁漁対象魚種を全魚種として本委員会指示を継続することといたしました。なお、要望②の指示の有効期間については、変更された指示内容の実効性を確認するための期間として、1年間としました。3委員会指示更新の要旨について、本年7月26日の現場でのヒアリングでは、禁漁措置の有効性が確認されているところです。また、東伊豆町からは継続して、指示の有効期間を2年間として、指示を継続すべきことを内容とする要望が挙げられております。これらの内容を踏まえ、次期委員会指示の有効期間を2年間といたします。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。2ページ、2指示の内容についてのうち、「更新の内容」を御覧ください。こちら、現在の指示の内容と更新の内容を記載しております。今回の指示更新に合わせて、指示の有効期間を2年間に変更します。

最後に3の諮問の内容です。大川川水系大川川(東伊豆町内)における水産動物の採捕について、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、審議のうえ決定をお願いします。事務局からの説明は以上です。

- 平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 後藤副会長 大川川では全魚種について、一切釣りができないということによろしいですか。
- 奥野主事 3月1日から10月31日までは釣りができません。11月1日から2月末までは静岡県漁業調整規則によりアマゴは禁漁となります。
- 後藤副会長 分かりました。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（１）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（１）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（２）は「都田川における水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議事２について説明させていただきます。資料２を御覧ください。今回の委員会指示の内容は、都田川下流域における水産動物の採捕禁止についてです。

経緯を説明いたします。１ 都田川におけるアユの産卵場について、静岡県漁業調整規則第40条第１項に定める10月11日から11月15日までの水産動物採捕禁止区域は、都田川においては潜竜橋から田米寺橋までとして、県調整規則で禁漁としております。他方、潜竜橋とその上流にある都田橋の間において、アユの産卵と、産卵場としての適性が確認され、アユの産卵場が形成されていることが明らかとなったことから、平成28年9月16日付けで本委員会指示により、10月11日から11月15日までの期間、本水域における水産動物の採捕を禁止いたしました。２ 委員会指示更新の要旨について、本水域においては、その後も継続して、アユの産卵場が当該採捕禁止期間に形成されていることが、都田川非出資漁業協同組合から報告されており、現行の本委員会指示と同様の内容で、改めて本委員会指示により水産動物の採捕を禁止することに同意しております。前回指示の根拠とした平成27年秋季の調査以降、本水域の河川環境には大きな変化はないことから、漁協による上記の報告は妥当と考えられます。

続きまして２の概要として、指示の内容になります。アユの産卵を保護するため、都田川の都田橋上流端から潜竜橋上流端までの区間、10月11日から11月15日までの期間、水産動物の採捕を禁止します。指示期間は、令和４年10月１日から令和６年9月30日までとします。

最後に３の決定の内容です。決定内容は、都田川水系における水産動物の採捕について、事務局案のとおり禁止区域及び禁止期間を指示してよろしいか、内水面における遊漁と水産資源保護との調整に関する観点から審議のうえ決定をお願いします。事務局からの説明は以上です。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員 今回、対象とされる水産動物の範囲について教えてください。

- 奥野主事 水産動物には、魚類のみならず、水生昆虫等も含まれてきます。これは、魚類等の卵が水中の岩に産み付けられるということで、産卵の時期に川に人が入ることを防ぐという主旨がございます。
- 服部委員 今のお話ですと、河川への進入を禁止するのが良いかと思いましたが、どうでしょうか。
- 奥野主事 河川への進入の防止ということになると、河川管理者の管轄になります。本委員会指示では、あくまで水産動物の採捕について制限等の措置を行います。
- 服部委員 分かりました。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（２）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（２）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（３）は「鮎沢川漁業協同組合（内共第 9 号及び内共第10号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議事 3 について説明させていただきます。資料 3 を御覧ください。今回の遊漁規則の変更の内容とその経緯について説明させていただきます。
- 経緯を説明いたします。変更する内容は 5 点ございます。1 全魚種遊漁料金の増額について、近年、内水面遊漁者数及び漁協組合員数の減少により漁協収入が減少しており、漁協の経営状況が非常に厳しい状況が続いております。鮎沢川漁協では、これまでに様々な経営努力を行った結果、遊漁者数については一定数回復傾向が見られておりますが、依然として事業利益は赤字が続いております。また、漁協に事務局がないことから、漁協運営全般に支障をきたしております。このような状況に対し、現場の組合員や遊漁者からは、遊漁料金の増額を行い、漁協運営に充てることで、漁協経営の健全化を行うよう要望が挙げられているところです。このため、遊漁料金の増額を行い、漁協経営の健全化を図りたいとしております。2 釣り大会料金の増額について、釣り大会の料金は先ほど説明しました解禁期間中の全魚種の遊漁料金の年券に含まれているため、上記の遊漁料金増額に合わせて増額したいとしております。3 現場売り料金の増額について、上記のとおり、漁協には事務局がないために、漁場の監視がほとんど行えておりません。現場では、理事が無報酬で漁場の監視に当たっている状態であり、監視体制が脆弱です。このため、遊漁料の現場売り料金を増額し、現場での監視費用に充てたいとしております。4 全魚種中学生料金の無料化について、現在、中学生以

下の遊漁者数は限定されており、保護者同伴で遊漁を行うことが多いです。このため、中学生以下の料金を無料とし、保護者の経費負担を軽減させることで、遊漁者数全体の増加を図るとともに、若い世代に川に親しんでもらうことで、将来の釣り人口の増加を図りたいとしております。5 高校生料金の新設について、高校生の遊漁者については、一人又は複数名で遊漁を行うことが多いです。他方、現在の遊漁料金は大人と同額であるため高校生にとっては負担が大きいものとなっております。このため、大人料金とは別に高校生料金を新設し、年券を減額することで、若い世代の遊漁者数の増加を図りたいとしております。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。2 ページ2 概要を御覧ください。先ほど説明した内容について、それぞれの金額の変更は以下のとおりとなります。8 ページ参考資料を御覧ください。1 経営状況について、先ほど説明したとおり、漁協では事業利益が赤字となっており、前年度については、約15 万円の赤字となっております。他方、遊漁券については、大幅な回復傾向にあるところです。2 遊漁料金の算定について、漁協の経営の健全化を図る為には、① 損失補填、② 事務局の開設の2 点が必要となります。これらについては、それぞれ① 損失補填：約15 万円、② 事務局の開設：約66 万円となり、合計として、約81 万円が必要経費として算定されているところです。一方、これを埋めるための遊漁料金について、昨年度の遊漁者数を参考にしますと、日券を500 円増額した1,500 円、年券を2,000 円増額した5,000 円に設定することで、約82 万円の収益増が見込まれ、漁協の必要経費を補填することが可能となります。3 県内の遊漁料金について、県内でアマゴを釣る場合の遊漁料金を一覧にしております。今回の金額は、県内の他の漁協の金額と比較しても妥当であると考えられます。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、鮎沢川漁業協同組合(内共第9号及び内共第10号)の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 関委員 高校生の料金については、例えば学生証等を提示することで判断していくのでしょうか。
- 奥野主事 身体障害者の減免措置の場合には、障害者手帳の掲示が要件となっている場合もございます。今回の減免措置について、明確な判断の規定はありませんので、漁協の方で任意の確認手段をとっていくこととなります。
- 関委員 分かりました。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(3)でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（3）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（4）は「富士宮市非出資漁業協同組合（内共第11号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議事の4について説明させていただきます。資料4を御覧ください。今回の遊漁規則変更の内容とその経緯について説明させていただきます。
- 経緯を説明いたします。潤井川特定区の閉鎖について、本漁協では、平成28年度より、潤井川特定区として、冬季におけるニジマス資源の有効活用を図ってきました。しかし、昨年度の河川工事の影響により、特定区内の一部区域が漁場としての環境に適さなくなっております。資料5ページの資料を御覧ください。今年の3月に現場に行ってみりました。本来の潤井川には大きな岩が点在し、溪流の様相が残る河川なのですが、写真のとおり河川は平坦になり、草木も残らないほど整地されておりました。河川工事のあった地点から下流は絶えず濁りが発生し、川の底が見えませんでした。資料6ページの地図を御覧ください。今回議題に上がっている潤井川特定区は潤井川の下流域、青野橋～王子製紙堰堤までの区域に設定されております。河川工事のあった箇所はこの特定区の範囲内であり、特定区の上流側にあるため、これより下流は濁りで釣りにならないそうです。漁協としては、かなり有効な収入源ではあるのですが、解禁しても良好な漁場を提供できず、クレームが予想されるため、解禁を見合わせたいとしております。
- 続きまして2の概要として、変更する事項になります。内容としては、漁場の環境が回復するまでは、潤井川特定区を閉鎖します。
- 最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は富士宮市非出資漁業協同組合（内共第11号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りします。事務局からの説明は以上です。
- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 関委員 漁場の環境が回復するまで特定区を閉鎖するということですが、これは、河川環境の改善に向けて何か策が講じられるということでしょうか。それとも、時が経って、河川環境が落ち着くのを待つのでしょうか。
- 奥野主事 漁協単体の力では、元の河川環境に戻すことは難しいと考えられます。漁協としては、河川管理者に対して改善を要望していくとしています。
- 後藤副会長 特定区以外の場所では普通に釣りはできるのでしょうか。

- 奥野主事 特定区以外の場所、期間については釣りを行うことができます。
- 後藤副会長 この場所での釣りは厳しいのでしょうか。
- 奥野主事 魚はいます。しかしながら、河川環境が悪化した状態では釣果も期待できず、遊漁者からの苦情も予想されるため、特別な料金を徴収し、たくさん釣れることをコンセプトとしている特定区は、閉鎖したいということです。
- 平野会長 特定区を閉鎖したことによる収入減というのは漁協経営にとっていかなもののでしょうか。
- 奥野主事 特定区を閉鎖したことによる漁協経営への影響について、正確な算定は行っておりませんが、ダメージは大きいと思います。他方、漁協では別の支流に神田川特定区を設けておりますので、こちらの運営を続ける中で収入減を補っていくということです。
- 平野会長 その他御意見等ございますでしょうか。御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（４）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ここで、10分間の休憩をはさみます。
- 平野会長 再開いたします。議事の（５）は「気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 それでは、議事5について説明させていただきます。資料5を御覧ください。今回の遊漁規則の変更とその経緯について説明いたします。経緯を説明いたします。1 気田川のアユ釣りについて、従来、気田川漁業協同組合では、あゆ釣りの漁法に関して、「餌釣り」、「流し毛針釣り」及び「ドブ釣り（石川釣り）」の3漁法の解禁日を、「友釣り」解禁日6月1日の3か月後である9月1日としておりました。
- 2 あゆドブ釣（石川釣）解禁日の見直し、平成25年の漁業権更新の際には、「ドブ釣り（石川釣り）」に関しては、気田川流域の地区における伝統漁法であること、「ドブ釣り（石川釣り）」遊漁者からの強い要望があったこと等により、解禁日を6月1日に変更しました。ところが、解禁日の変更後は、解禁直後に、堰堤の下に群れる放流後間もないあゆが「ドブ釣り（石川釣り）」により乱獲される事態が発生しており、組合の資源増殖に支障をきたしました。さらに、「ドブ釣り（石川釣り）」の解禁日が早まったことについては、餌釣り遊漁者の不公平感が強く、解禁日変更以来、組合への苦情やトラブルも発生いたしました。この

ような理由から、昨年度、あゆの「ドブ釣り（石川釣り）」解禁日については、従前の9月1日に戻すこととなりました。この変更内容につきましては、皆さんの記憶にも新しいかと思えます。

3 今回の遊漁規則変更の経緯、あゆの「ドブ釣り（石川釣り）」解禁日が9月1日になったことについて、昨年度「ドブ釣り（石川釣り）」遊漁者から苦情が寄せられ大きな問題へと発展いたしました。これを受け、組合では「餌釣り」、「流し毛針釣り」及び「ドブ釣り（石川釣り）」の3漁法について、再度遊漁者間の調整を図りました。調整の結果として、「ドブ釣り（石川釣り）」で主に乱獲の行われる気田頭首工及び同頭首工下流数十メートルを禁漁とすることで、乱獲の多くを防ぐことができ、遊漁者間のトラブルを防ぐことができるとされました。資料6ページの地図を御覧ください。現場に行ってみましたが、写真だとわかりづらいのですが、魚道が破損しており、水の流れに不規則な水流が発生、魚の遡上を阻害します。また、魚道の直下には土砂が堆積し、魚の逃げ場がないというような状態でした。さらにこの堰堤、事故が絶えないために、管理者が立入り禁止としています、しかしながら魚が溜まるので遊漁者が侵入するというところで問題視されているところです。資料戻りまして、一番最後の段落です。このため、「ドブ釣り（石川釣り）」で主に乱獲の行われる気田頭首工及び同頭首工下流数十メートルを禁漁とし、「ドブ釣り（石川釣り）」については、解禁日を6月1日にしたいとしております。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。気田頭首工及び同頭首工下流20メートルを禁漁とし、「ドブ釣り（石川釣り）」については、解禁日を6月1日とします。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいか諮問するものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○秋山委員 これは、今回問題となっている頭首工のみを禁漁にすれば良いのでしょうか。他にもたくさんの魚道があるかと思いますが、それらについても同様の問題が起こっていると考えられます。

○奥野主事 説明の中では、ドブ釣りの遊漁者が魚道で乱獲をしているということで、同様の問題が広範囲で発生していることを彷彿とさせるような説明をいたしました。しかしながら、実際には、特定の集団が当該魚道において繰り返し乱獲をしていることが分かっており、このことに対する対応という形になります。あくまで禁漁措置なので、必要最低限にとどめたいところです。

○秋山委員 堰堤の下流側は当然魚が溜まりますので、なぜ今まで禁漁措置がなかったのか気になります。

- 奥野主事 資料3、4ページを御覧ください。こちら漁協の禁漁区域の一覧になります。今回禁漁区域を設定する場所以外にも、漁協として問題のある地点については、禁漁区域を設定しております。また、天竜川水系は堰堤が多いので、県といたしましても、静岡県漁業調整規則の中で、主なものについては禁漁区域を設定しております。
- 平野会長 これ、漁場が機能していれば、魚は溜まらないわけですね。
- 奥野主事 漁協からは管理者に魚道の修繕を依頼しているのですが、魚道の修繕にはお金が必要であり、時間がかかるようです。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（5）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 続きまして、議事の（6）は「資源管理状況の報告について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 事務局 議事6について説明させていただきます。資料6を御覧ください。今回の報告の内容は、資源管理の状況等の報告についてでございます。
- 経緯を御説明いたします。1「資源管理の状況等の報告」制度の内容・趣旨について、令和2年の漁業法の改正により、①漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告することが義務付けられました。②そして、知事は、1年に1回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を付して、委員会に対し報告します。
- 2資源管理状況等の報告期限及び報告内容について、報告は、1月から12月末までの内容について、翌年の6月末日までに報告することとされております。内容について、漁業法施行規則に定められている内容は以下のとおりです。ただ、この内容は、海面や養殖業も合わせた内容になっておりますので、何を報告するかについては、ガイドラインで具体例が示されており、第5種共同漁業権についてはこちらに従っておりますので御了承ください。
- 3今回の報告について、このようなことで、今回、令和3年1月から12月末までを対象とした別添報告結果のとりまとめ及び当該報告にかかる知事の意見を報告させていただきます。具体的な報告内容について御覧いただく前に、この報告は何に使うのかを説明させていただきます。
- 4「適切かつ有効」の判断について、本報告制度は、現在の漁業権者が「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうかを、把握する上で参考となるものです。「適切かつ有効」の判断は以下の場合に活用いたします。海区漁場計画の要件等、免許をすべき者の決定、指導及び勧告。この内、漁場計画の要件や免許すべき者の決定については、常に必要となる場合ではありませんが、最後の指導及び勧告

について詳しく説明します。

5 指導及び勧告について、都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、漁業法第91条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められております。都道府県は、資源管理の状況等の報告を受けた場合には、指導の必要性につき検討を行う必要があります。このように、漁協の活動をオープンにし、適切な形に是正させていくことが今回の報告の趣旨となります。ちなみに「適切かつ有効」に活用とは何かについて、少し御説明します。漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、点線内の内容が具体例として挙げられておりますが、このような事情を総合的に考慮することが適当とされております。別紙を御覧ください。それぞれの説明については、割愛させていただきますので、疑問点等ございましたら、質問してください。「適切かつ有効」の判断について、一部×になっている漁協が存在しますが、これらの漁協については、現在改善の見込みがあるため、指導等を行いません。以上、よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員 今回の制度について、漁業者から意見等あれば教えてください。

○奥野主事 漁業者からの意見というのは、この報告制度に対する意見ということでしょうか。

○服部委員 はい。この報告をどのように使うのかであったり、フィードバックがあるのか等です。

○奥野主事 令和2年に法律が改正されてから、研修会等で説明を行っていますが、本報告制度の運用に関する意見はございません。

○服部委員 この内容は、オープンにするのでしょうか。

○奥野主事 漁協から要望があれば、公開することは可能ですが、積極的にHP等に公開することはいたしません。

○服部委員 分かりました。

○秋山委員 魚種の放流について、例えばモクズガニは種苗生産はあまりされていません。これらを漁業権対象魚種に設定して、放流を義務づけるということ自体、問題があると思います。例えば、オイカワは産卵場を何ヘクタール造成するという事で対応しています。種苗生産していない魚種については別の方法で増殖させることも考えるべきだと思います。

- 奥野主事 御意見ありがとうございます。増殖が難航しているものについては、別の方法も検討し、柔軟に対応してまいります。
- 平野委員 モクズガニなんかは、別の放流も検討していると伺っています。
- 奥野主事 モクズガニについては、従来、重量で義務放流量を決定していたのですが、漁協からは尾数で放流したいという声も出ているので、こちらについても検討しているところです。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（６）は終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（７）は「漁業権の切替えについて」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 漁業権の切替えについて説明いたします。２年後の令和６年１月１日付けで、県内内水面漁協の免許が一斉に切替えされます。漁業権の切替えには、委員会への諮問事項がございます。このため、漁業権切替え作業スケジュールについて、進捗状況を報告いたします。漁業権の切替え作業スケジュールは以下のとおりです。次に、２ページのスケジュール表を御覧ください。現在、県内の内水面において漁場計画策定に係る基点調査を実施しており、９月末を目処に調査が終了予定です。資料３ページを御覧ください。現在の進捗状況としましては、２７地点の内、２２地点の調査が終了しております。漁業権切替え作業については、今後進捗状況を御報告させていただき、具体的な作業準備を進めてまいりますので御承知おきください。漁業権の切替えについては以上となります。事務局からの説明は以上です。
- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（７）は終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（８）は「シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 市川主任 本日お時間をいただき、シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行についての説明させていただきます。資料８を御覧ください。本県では、水産資源保護のため、静岡県漁業調整規則第３６条の体長等の制限により１３ｃｍ以下のうなぎ、いわゆるシラスウナギの採捕を禁止しております。しかしながら、養殖用の種苗を確保することも必要であるため、県内需要を充足することを目的に、県が定めた「県内産種苗の取扱方針」及び「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」に基づき、特

別にうなぎ種苗の採捕を許可しております。「県内産種苗の取扱方針」につきましては2～3ページに、「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」につきましては、4～9ページに添付しております。今回、内容の変更等はございません。本年度も、12月からシラスウナギの採捕が行われる予定ですが、この方針及び要領に基づき、例年通り、シラスウナギの採捕許可を行う予定です。一方で、令和2年の漁業法改正に伴い、漁業法第132条に、新たに「特定水産動植物」が規定され、シラスウナギがその対象となりました。これにより、令和5年12月以降、つまり来年の漁期からは、従前の種苗採捕の許可ではシラスウナギの採捕ができなくなることから、漁業の許可に基づく採捕へと移行する必要性が生じております。「特定水産動植物」の採捕の禁止については、10ページに水産庁のHPで公開しております資料を添付しております。御覧ください。こちらに記載の通り、この特定水産動植物を許可なく採捕した場合、最高3,000万円という非常に重い罰則が科されることとなります。この漁業の許可へ移行するにあたっては、11ページに添付しております、令和3年10月8日付け水産庁長官通知において、これまでの、県内の養鰻業者を優先したシラスウナギの供給や採捕数量の制限といった、現行の種苗採捕許可での制限が、適当ではないことが明記されました。そのため、現行の体制から変更を検討すべき事項がいくつかございます。表紙にお戻りいただき、中段部分を御覧ください。検討すべき事項の一つ目が出荷先制限です。現行の種苗採捕許可は、県内の養鰻業者の需要の充足が目的であり、県内で採捕されたシラスウナギは、県内の養鰻組合にのみ出荷、販売され、その後、原則として、県内の養鰻業者に限定して供給されています。漁業許可への移行にあたっては、販売先の制限、県内需要に限定した供給の制限を見直しを検討する必要があります。二つ目が採捕許可数量の制限です。現在は、県内養鰻組合に所属する養鰻業者の池入れ上限である、約1.8tを採捕の上限としています。漁業許可への移行にあたっては、現行の採捕上限は適当でない、という通知が出されているため、現行の採捕上限についても見直す必要がございます。三つ目が、採捕団体の法人化です。シラスウナギの採捕許可は、現在、県内の採捕団体、こちらは任意団体になりますが、この任意団体に対して許可を行っております。漁業許可への制度移行後は、現在の採捕団体が継続して許可を受けるためには、法人格を取得する必要があります。そのため、採捕団体には団体の法人化に向けた準備を進めてもらっています。現在、このような事項に対応するべく、シラスウナギ採捕者、流通業者、養鰻業者、ウナギ成魚採捕者といった、養鰻関係者の皆様との協議を行い、許可化に向けた制度設計を進めております。今後の主要なスケジュールですが、今年度中には、内水面関係者の方と採捕許可数量を今後どうしていくかといった、資源の保護培養の部分の調整や、許可化後の採捕から出荷先までの調整を行う予定です。それと並行しまして、許可内容、許可の条件の調整、採捕団体の法人化を令和5年の7月までに完了させる予定です。同年8月の内水面漁場管理委員会において、うなぎ稚魚漁業の許可について諮問し、その後、操業区域や許可すべき漁業者の数といった、制限措置の公示をし、許可申請の受付を行います。審査後、許可証を発給し、令和5年12月から、漁業許可に基づくシラスウナギ採捕が開始されます。漁業許可への移行にあたっては、今後も、内水面漁場管理委員会の場におきまして、皆様に御審議いただくこととなります。御協力のほど

よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 秋山委員 基本的にシラスウナギは海岸線で採捕するものと認識しておりますが、河川でも採捕しているのでしょうか。
- 市川主任 河川で採捕する場所もありますので、本許可については、海区及び内水面両方の委員会に諮問させていただきます。
- 秋山委員 ちなみに河川というと大きな河川ですか。
- 市川主任 小さい河川もございます。主に中西部の河川です。
- 秋山委員 河川にも生息しているのは把握していますが、養殖の種苗に使うほどたくさんいるとは思っていませんでした。
- 伊藤課長 昔の話ではたくさんいたと聞いております。今は河口の近くの河川で採捕している印象です。
- 平野会長 量も以前に比べて、3分の1程度に減少しております、採捕組合も収入減に苦慮しているようですね。
 法人化については、なかなか進んでいないようで、当初の計画から1年延長しているのですね。
- 市川主任 そうですね。もともと1年前倒しで今期の採捕から対応する予定でしたが、調整が難航しております、来年の漁期からを予定しております。法人化に関しましては、どういった法人が良いのか等の意見が寄せられております、想定される法人の例を示しながら対応しているところです。
- 平野会長 法人化が7月以降となっておりますので、今回の漁期については法人化する前の形で進めるということですね。
- 市川委員 今期については、従前の任意団体に対して許可を与えていくこととなります。
- 平野会長 聞くところによると、今年の11月までに法人化しなければいけないような話も聞いておりました。
- 市川主任 去年の段階では、1年前倒しの予定でしたので、11月に法人化していただく予定で進めておりました。

- 平野会長 再度延ばしたということでもよろしいですか。
- 市川主任 そうです。
- 平野会長 期限に間に合うように対応願います。
- 市川主任 承知しました。
- 平野会長 その他に皆様から何か御意見ございますか。御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（８）は終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（４）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 その他の事項について、議題はございません。
- 平野会長 議題なしということで、次に移ります。
- 平野会長 続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 次回開催日程について連絡します。次回の開催は11月下旬から12月上旬を予定しております。まもなく、日程調整を行いますのでよろしくお願いいたします。次回開催日程については以上です。
- 平野会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 伊藤課長 平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第330回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 4 年 12 月 2 日

議長 平野國行



令和 5 年 1 月 13 日

議事録署名人 関いずみ



令和 5 年 1 月 20 日

議事録署名人 大石真依子



